

飲食店を経営する事業者の皆様へ

「福岡県感染拡大防止協力金」の申請はお済みですか？

- 県では、営業時間短縮等の要請に協力いただいた飲食店等の皆さまに、「福岡県感染拡大防止協力金」を給付しています。
- 申請期限は8月11日(水)です。期限を過ぎると申請することができません。**
- パソコン等を使った電子申請以外に**書面による郵送申請が可能**です。
- 申請書類のお取り寄せ、申請方法**について、まずは**下記コールセンター**までお尋ねください。

	【第5期】	【第6期】	【第7期】	【第8期】	【第9期】
区域	福岡市 久留米市	①福岡市、久留米市 ②他市町村	県内全域		①福岡市、北九州市、 久留米市 ②他市町村
期間	4/22～5/5	5/6～11	5/12～31	6/1～20	6/21～7/11
施設対象	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設				
主な要請内容	営業時間 21時まで	①福岡市、久留米市： 営業時間 20時まで ②他市町村：21時	酒類・カラオケ提供店舗： 休業 (その他店舗：営業時間 20時)		①福岡市、北九州市、久留米市：営業時間 20時まで ②他市町村： 21時
給付額	売上高に応じ 2.5～7.5万円×日数	①福岡市、久留米市： 売上高に応じ 3～10万円×日数 ②他市町村：第5期と同額	売上高に応じ 4～10万円×日数 (家賃月額×2/3加算あり)		①福岡市、北九州市、久留米市：売上高に応じ 3～10万円×日数 ②他市町村：第5期と同額
申請期限	令和3年8月11日(水)				

主な必要書類

- 申請書、協力金支給申請額計算書、誓約書(いずれも所定の書式をお使いください)
- 本人確認書類の写し(運転免許証など)
- 通帳の写し
- 店舗の外観全体(店舗名等)が分かる写真
- 飲食店営業許可書
- 営業時間短縮や酒類・カラオケ設備を提供していないことをお知らせするチラシ等の写真
- 賃貸借契約書、賃料支払い実績が分かる書類(通帳など)の写し ※該当する場合のみ
- 確定申告書または直近3か月の売上帳の写し

協力金に関するお問い合わせ先

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時～17時)